ロ　市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、イ(イ)から(ハ)までに掲げる事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。(第百六条の十六第一項、第二項関係)

ハ　市町村は、関係機関等その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとし、当該会議はイ(イ)から(ハ)までに掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。(第百六条の十七第一項、第二項関係)

ニ　その他所要の改正を行う。

(6)　市町村が策定するよう努めるものとされている市町村地域福祉計画及び都道府県が策定するよう努めるものとされている都道府県地域福祉支援計画の記載事項として、地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項を定める。(第百七条第一項第六号、第百八条第一項第六号関係)

(7)　災害時福祉業務に従事する者の確保に関する事項

イ　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供を行う災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。(第百八条の二第一項関係)

ロ　イの登録は、厚生労働省令で定めるところにより、災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行うものとするほか、所要の手続に係る規定を整備する。(第百八条の二第二項、第百八条の三～第百八条の五関係)

ハ　都道府県知事は、災害が発生した場合であって必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができるものとする。(第百八条の六第一項関係)

ニ　国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。(第百八条の七第一項、第二項関係)

ホ　その他所要の改正を行う。

5　社会福祉連携推進法人制度の見直しに関する事項

(1)　社会福祉連携推進法人の業務として、金銭以外の資産の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるものを追加する。(第百二十五条第五号関係)

(2)　社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る社会福祉連携推進認定をした認定所轄庁の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができるものとする。(第百三十二条第五項関係)

(3)　社会福祉連携推進法人の代表理事を再度選定する場合の認定所轄庁の認可を不要とする。(第百四十二条関係)

(4)　その他所要の改正を行う。

6　福祉サービス利用援助事業の見直しに関する事項

(1)　福祉サービス利用援助事業について、その対象者を精神上の理由又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活又は社会生活を営むのに支障がある生計困難者とするとともに、福祉サービスの利用の援助に加えて、保健医療サービス又は葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービスの利用の援助を行う事業に改める。(第二条第三項第十二号関係)

(2)　その他所要の改正を行う。

7　その他所要の改正を行う。

第２　介護保険法の一部改正

1　国及び都道府県の責務に関する事項

(1)　国は、介護サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講じなければならないものとする。(第五条第二項関係)

(2)　都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするに当たっては、質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるようにしなければならないものとする。(第五条第四項関係)

2　電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

(1)　「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。(第七条第十項関係)

(2)　被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。(第十二条第四項関係)

(3)　被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。(第二十七条第一項、第七項、第九項等関係)

(4)　指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。(第四十一条第三項関係)

(5)　その他所要の改正を行う。

3　特定施設に関する事項

(1)　「特定施設」とは、第６の４(6)の登録有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、地域密着型特定施設でないものをいうものとする。(第八条第十一項関係)

(2)　その他所要の改正を行う。

4　夜間対応型訪問介護を廃止する。(改正前第八条第十六項関係)

5　要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項

(1)　要介護認定を受けようとする被保険者が、当該要介護認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。(第二十七条第一項関係)

イ　指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの